

警備・運転業務委託契約書（案）

委託者 沖縄県立中部病院長 玉城 和光（以下「甲」という）と受託者 ○○○○ 代表者 ○○
（以下「乙」という。）との間に下記警備委託に関し第1条以下の条項により基本契約を締結する。

- (1) 委託業務名 警備及び運転業務委託
- (2) 業務内容 別紙警備業務仕様書及び運転業務仕様書のとおり
- (3) 委託料 金額 円とする。（うち取引にかかる消費税額は 円）
請負代金の内訳は、別表のとおりとする。

（注）「取引にかかる消費税」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- (4) 支払条件 乙は、前項の請負契約金額を別紙「月別支払額一覧表」に基づき当該月の翌月に甲へ請求するものとし、端数については最終月にその金額と合わせて請求するものとする。
甲は、乙の適正かつ正当な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。
- (5) 契約期間 令和5年10月1日から令和7年9月30日までとする。

（総則）

第1条 甲は、上記警備及び運転業務を乙に委託する。

（業務内容）

第2条 甲が乙に委託する業務内容及び方法は、別紙仕様書に定めるとおりである。

（乙の履行義務）

第3条 乙は、業務を完全に遂行するために下記の事項を厳守しなければならない。

- (1) 乙は、所定の警備日誌及び運転日誌に毎日の業務内容を記入し、記名押印の上、甲に提示し確認を受けなければならない。
- (2) 乙は、甲の所在地を管轄する警察署・消防署・事故処理上必要な官公署と綿密な連絡を保ち、万一事故発生したときには遅滞なく連絡しなければならない。

（事故発生時の対応手順）

第4条 業務遂行中において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。

- 2 事故報告書は、事故発生の日から起算して10日以内に提出するものとする。
- 3 事故発生時の対応マニュアルを作成し、迅速に事故対応ができる体制を確立すること。

（乙の賠償責任等）

第5条 甲が受けた盗難等、物的損害及び身体障害又は死亡について乙はその損害額を支払わなければならない。但し、甲の責による事故はその限りではない。

- (1) 物的損壊又は盗難については1事故につき5千万円を限度とする。
- (2) 身体障害については被害者1名につき5千万円、1事故2億円を限度とする。
- (3) 死亡事故については被害者1名につき5千万円、1事故2億円を限度とする。
- (4) 甲が支払った免責以内の損害賠償金額については、甲が乙に支払う委託金額により差し引くものとする。

(免責事項)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めに任じない。

- (1) あらかじめ明示されていない現金、有価証券及び貴金属に関する事故
- (2) 天災・風水害・類焼等・不可抗力による事故
- (3) 甲の労働組合、その他職員の組織する団体運動によって発生した事故
- (4) 乙の警備時間外に起きた事故。但し、その事故の原因が警備時間中にあったものと証明された場合はこの限りではない
- (5) 事故発生後7日以上経過してからの損害賠償請求

(予算の減額による契約の解除)

第7条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

(前条に対する異議申し立て)

第8条 前条の規定により甲が本契約解除しても、乙は甲に対して損害及び異議の申し立てをすることができない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務実施に当たって知り得た秘密は、絶対に第三者に漏らしてはならない。また、契約が完了した以降も同様とする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じた権利若しくは義務は、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(従業員の不当行為について)

第11条 甲は、乙の従業員について不相当と認められる行為があったときは、乙に対して改善を求めることができるものとする。

(配置する従業員について)

第12条 乙が配置する従業員については、身元、風紀及び業務管理の維持に関し一切の責任を負い、甲が適当でないと認めた者を業務に従事させてはならない。また、甲を相手取る訴訟を起こす原告となった場合もしくは係争中である者を配置してはならない。

(緊急時の措置)

第13条 甲は、業務の実施に当たり緊急に必要と認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることができるものとする。

(費用負担)

第14条 この業務を遂行するために直接必要な費用は、乙が負担するものとする。

(法令等の遵守)

(労働基準法等)

第15条 乙は労働基準法及び最低賃金法等労働関係法を遵守しなければならない。

2 甲は委託契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

3 乙は委託業務に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載してその出納をあきらかにしておかなければならない。

(契約に定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙は協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第 20 条 甲又は乙が、やむを得ない理由により契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに書面で相手方に通知し甲乙協議するものとする。ただし、甲は、次の各号に該当する場合は直ちに解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき
- (2) 乙が行政上の処分を受けたとき
- (3) 乙の業務の処理が著しく不相当であると認められたとき
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

へ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど認められるとき。

2 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって相手方に通知し、この契約を解除することができる。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里281番地
沖縄県立中部病院
院長 玉城 和光

乙 所在地
商号
代表者名